

大町市中学生期の スポーツ・文化芸術活動指針



大町市教育委員会

令和7年10月

I 活動指針について

1 指針改定の背景

中学校における部活動は、学校教育の一貫として、部活動顧問の指導の下、スポーツや文化芸術活動に興味を持つ生徒が、自主的・自発的に参加し、体力や技術の向上を図る目的以外にも、中学生同士や中学生と教員等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、中学生の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきました。

しかしながら、少子化が進行する中、学校部活動を従来と同様の体制で運営することが難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にあり、これまでの指導体制を維持することが、より一層厳しくなっています。

国では、平成 30 年に、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定し、県では、「長野県中学生期のスポーツ活動指針」を平成 31 年 2 月に改定、「長野県中学校の文化芸術活動指針」を令和元年 12 月に策定し、部活動の課題に取り組んできました。

さらに、学校部活動の段階的な地域移行に関する検討を進め、国では令和 4 年 12 月、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を、県では、令和 6 年 3 月に「長野県中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針」を策定し、地域において、子どもたちが生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しめる環境を構築することなどを示しました。

本市においては、平成 27 年に「中学校の放課後等におけるスポーツ文化活動等の方針」を策定し、その後、国や県のガイドライン・指針・方針に則り、平成 30 年と令和 2 年に改定し、総合型地域スポーツクラブの設立に向け、部活動の主体を社会体育文化活動に一本化したクラブ化に取り組んできました。しかし、国や県が策定したガイドライン・指針に十分即した結果とはなっておらず、学校部活動の地域クラブ化を推進するため、令和 7 年 4 月に「大町市部活動地域展開推進協議会」を設立し、部活動が担っていた役割・機能を地域社会に移行・展開し、地域全体におけるスポーツ・文化芸術活動の環境整備に取り組むため、「大町市部活動地域展開推進計画」を策定しました。その計画を反映し、「中学校の放課後等におけるスポーツ文化活動の方針」を見直し、「大町市中学生期におけるスポーツ・文化芸術活動指針」を新たに策定するものです。

2 本指針の適用範囲

本指針は、市内中学校(義務教育学校後期課程を含む。)の運動部活動及び文化部活動並びに新たな地域クラブ活動について適用します。小学校(義務教育学校前期課程を含む。以下同じ。)の課外活動についても準ずるものとします。

また、地域において実施されている総合型地域スポーツクラブ活動や既存のクラブ活動等においても本指針の趣旨を踏まえ、適切で効果的な活動となるよう取組をお願いするものです。

Ⅱ 中学校部活動について

1 部活動基準(方針)

(1)活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、活動の基準を以下のとおりとします。

①学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土日の休日は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会・コンクール・各種発表会への参加等で活動した場合は、休養日をできるだけ他の週末に振り替え、週末の活動が常態化しないように配慮する。

②長期休業中は、休業期間の半分以上の休養日を設定する。できるだけ平日に行うように配慮し、ある程度の長期のオフシーズンを設ける。

③1日の活動時間は、平日は2時間程度、休日は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。なお、大会への参加等により、基準とする1日の活動時間を上回る場合は、他の日の活動時間を調整するなど、生徒の負担とならないよう配慮する。

④朝の部活動は原則として行いませんが、特別な事情で放課後の活動が行えない場合等は、週3日の範囲で学校長の許可を得て、7時30分から8時までの活動を認めます。その場合も次の点に十分配慮することとする。

○生徒の健康や生活リズム等への配慮

○生徒や保護者に対しての十分な説明と理解

○ウォーミングアップやクーリングダウン等に配慮して、激しい運動は避けること。

(2)大会や練習試合等への参加については、引率計画を学校長に提出し、学校長が許可を得ることとします。この場合の事故等は、日本スポーツ振興センター共済保険の対象です。

※小学校における課外活動も本方針に準ずるが、更に成長段階にある児童の健康面などを配慮し、無理のないものとする。

2 学校部活動に係る方針の策定

学校長は本市の方針に則り、毎年度、「学校部活動に係わる活動方針」を策定し、学校のホームページ等で公表し、学校評価の中で、活動の成果や課題について評価し、改善を図っていきます。

Ⅲ 部活動の地域展開について

1 部活動地域展開の目的

学校部活動を取り巻く環境の変化に対応し、将来にわたり中学生がスポーツ・文化芸術活動等に継続して親しみ、楽しむことができる機会を確保することを目的としています。

◆地域において、子どもたちが生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しめる環境を構築すること。

◆教員の負担軽減により働き方改革を推進し、学校教育の質を向上させること。

2 地域クラブ活動とは

地域クラブは、大町市部活動地域展開推進協議会が、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブなど、運営組織やノウハウ、指導者を備えている既存団体のほか、住民組織や保護者、民間事業者が新たに地域クラブでの活動する団体を認定します。

【目的】

学校に所属しない「地域」が主体となって実施する、学校部活動の地域連携・移行の取組です。生徒が学校卒業後もスポーツや文化芸術に継続して親しむ機会を確保すること、地域が主体となって活動を運営すること、学校と地域が連携・協働して生徒の多様なニーズに対応応えることなどが目的です。

【位置付け】

学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」(主として青少年や成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。))の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置づけられるものです。

3 新たな地域クラブ整備に向けて

生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、生徒の心身の健全育成等を図るためだけではなく、地域住民にとってもより良い地域スポーツ・文化芸術環境となることを目指し、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校等の関係者の理解と協力の下、各々の役割を踏まえ、生徒の活動の場として、新たな地域クラブ活動を行う環境の整備に取り組みます。

4 移行スケジュール

大田市では、国・県のガイドラインに則り、令和 8 年度末を目途に、まずは、休日の部活動を地域クラブでの活動へ移行します。

また、平日はできるところから移行を進め、平日の移行が難しい場合でも生徒の活動を保障しつつ、教員の勤務時間外の部活動指導を減らす工夫を検討・実施します。なお、地域活動展開時期は一律に適用するのではなく、種目や地域の実情に応じて弾力的に進めることとします。

①原則として、休日・平日ともに、全ての学校部活動(スポーツ・文化芸術活)を、新たな地域クラブ活動に移行します。

②新たな地域クラブ活動の環境整備を進め、令和8年度末を目途に休日の学校部活動の地域クラブ活動への完了を目指します。

③平日はできるところから移行を進め、移行が難しい場合でも生徒の活動を保障しつつ、日課の調整により教員の勤務時間外の部活動を減らす工夫を検討・実施します。

IV 活動方針の見直しについて

本指針は国及び長野県の指針・ガイドラインをもとに、本市の実情に合わせ策定したものであり、今後、本指針を踏まえた部活動や地域クラブ活動の取組状況を

把握するとともに、国や長野県の指針・ガイドラインが改訂された場合や、部活動の地域クラブ化への移行状況により、必要に応じて本方針の見直しを行います。